

第23期 第11回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

平成30年5月24日

伊予市農業委員会

# 第 23 期

## 第 1 1 回定例農業委員会総会議事録

平成 30 年 5 月 24 日（木）午後 3 時 00 分から、ウェルピア伊予 2 階鳳凰の間において第 1 1 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	17名
	事務局	次長
		係長
		主査

欠席者	農業委員	2名
-----	------	----

### 議事日程

#### 第 1 議事録署名委員の指名

#### 第 2 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定に基づく競売にかかる

	買受適格証明願いについて	1 件
議案第 32 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	3 件
議案第 33 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて	1 件
議案第 34 号	平成 30 年度農用地利用集積計画（第 1 号）について	1 件
議案第 35 号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	1 件

第 3 報告第 26 号	農地法第 5 条の規程に基づく届出について	2 件
報告第 27 号	農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について	2 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成30年度第11回5月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

17番 ○○ ○○ 委員、18番 ○○ ○○ 委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告致します。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号6番 ○○ ○○ 委員、7番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第31号 農地法第3条の規定に基づく競売にかかる買受適格証明 願いについて

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第31号農地法第3条第1項の規定に基づく競（公）売に係る買受適格証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局説明をお願いします。

事務局

適格証明願いについては、現在の委員さんになって初めての案件のため事前に説明させていただきます。この証明は、裁判所や税務署で競売や公売にかかった農地を入札する場合、その入札者が農地法の許可を受けることができる者であることを証明する書類になります。そのため、今回の議案は通常の3条の申請と同じように、買受人の農地利用計画が新規就農者として、農地法の許可基準を満たしているかどうかを審議していただくこととなります。

## 1番

買受人	松山市	〇〇	〇〇	さん
申請地	上吾川	字市之坪	田	外5筆
買受人の耕作面積	0	m <sup>2</sup>		
申請理由	効率的かつ安定的な農業経営を目指した新規就農			
権利の種類	公売による所有権移転			
買受人の作付予定作物	米、季節野菜			
主な農機具の保有状況	許可後、耕耘機、田植機、草刈機を購入			
労働力	常時1人			
周辺農業経営への影響	特に支障なし			

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
  - 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
  - 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
  - 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
  - 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
  - 第6号 また貸しするおそれがある場合
  - 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- 提出されている申請書からは、いずれの要件にも該当していないと考えられます。  
以上です。

## 議長

議案第31号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

## 〇〇委員

議案の農地は競売物件になります。譲受人の〇〇さんは大洲市出身です。そこで高校時代に両親の農業の手伝いをしていました。現在は、松山市に住んでいます。農業は通ってされるようで、奥さんと弟さんに手伝ってもらおうようです。動機はこれからの老後の生活において、穀類や野菜などの作物を栽培して安心安全な食べ物を提供するのを生きがいとして考えておられます。新規就農の研修会や講習会にも積極的に参加して、農業技術を習得してやりたいと、奥さんも相当関心をもっているということです。最初は知人の農機具を借りる計画を立てていましたが、現在は中古の器具を購入してやりたいと聞いております。また近隣の耕作者とも管理を相談しながら仲良くやっていきたいということです。年齢的には70歳ということで、お会いして顔みると若く見えると思います。そういったことで経営計画とかを話されると思いますが、その熱意の程を

汲み取ってもらって、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、〇〇さんに新規就農の動機と今後の営農計画を発表していただきます。

新規就農者

こんにちは、〇〇といいます。私の出身は大洲市の出身でして、小さいときから家は農家でした。今は松山市で会社員をしてきました。農業には興味がありチャンスがあったら就農したいと思い、今回はそういう機会がありましたので、農業に挑戦したいということで計画をたてました。営農計画については、私はわからないのですが、農地は柿、栗、ビワが植えていて田は3枚ありましてここは弟といっしょに米を作ったり挑戦したいと思います。

〇〇委員

これは競売物件ですね。入札で所有権を得るということで、そのために農業委員会の許可がいるということで、例えば入札が外にあれば所有権が移るということですが、入札がなければこの方が落札できるということですか？

議長

競売物件に参加するためには、農業委員会の資格がある証明がないと参加できません。そのために、〇〇さんが取得した場合に新規就農として適当であるか判断をしてもらう。皆さんが適当と判断すれば、農業委員会から資格証明を発行します。〇〇委員さんが言われましたように、競売物件ですから他にも数名あれば、誰が落札するかわからないのですが、資格証明がないと参加できないので、資格証明を取得される方が他にいないと競売参加者がいないことになり、〇〇さんが落札して農地を取得することになるので、そのために皆様に審議してもらうこととなります。

〇〇委員

田が3反6畝ほどあるということですが、耕運機がないと大変だと思いますがどうお考えですか。

新規就農者

こんど落札する倉庫にトラクターがありますので、そのトラクターが使えればいいのですが、使えない場合はトラクターを買ったりいろいろ機械をそろえる予定です。

〇〇委員

田植え機も必要になりますし、やります、やりますでは、営農計画をしっかりと立ててもらわないと。資金も必要になりますし。

新規就農者

他の人に依頼してやっている人がいますが、私もやりだしたらいろいろ皆さんにお願いしてやりたいと思います。

〇〇委員

すべて上吾川の土地ですが、裁判所に聞いているかわかりませんが、水利費等の字費の徴収をしていますか、ご存知ですか。

新規就農者

お金を支払っているのは、知っています。それは、やらしてもらいます。

〇〇委員

畦草の管理とか、水路の清掃とかをやっていますので、それを認識していただいて、地元の人に迷惑をかけないようにお願いします。

新規就農者

はい。わかりました。

議長

やはり、地元の農家の方と仲良くやってもらうのが一番です。水路の清掃、畦草の管理がありますので、現地に住まわれていない松山市に住んでいらっしゃる方で、地元で迷惑かけないことを確約していただきたいと思います。

新規就農者

はい。一緒にやらさせていただきます。

<新規就農者退室>

議長

今説明がありました、皆様からご質問はありませんか。

〇〇委員

落札すれば裁判所が名義変更できます。作れないからといって荒らされたら困る。地域の人によく言っていただく必要があります。

事務局

今回許可を出して、実際落札者になりますが、その後に3条申請を出してもらいます。そのときに約束ごとを取り付けることは可能かと思えます。

議長

今回は資格があるかの証明の審議でありまして、次は3条での新規就農者として審議することとなります。その時点で心配事項等を地元で相談していただいて、地区外の方が購入する場合は、覚書を交わしてもらうことを考えていく必要があります。

議長

その他にご意見がないようでしたら、  
議案第31号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第31号につきまして原案のとおり承認いたします。  
続きまして、2ページをお開きください。

## ■議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第32号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1について、事務局説明をお願いします。

事務局

### 1番

譲渡人	中山町出渕	〇〇	〇〇	さん
譲受人	中山町出渕	〇〇	〇〇	さん

申請地	中山町出渕 畑
譲受人の耕作面積	〇〇㎡
申請理由	親子間の贈与
権利の種類	贈与による所有権移転
譲受人の作付作物	米・キャベツ・ねぎ・栗
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、耕耘機
労働力	常時4人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号、農地の権利移動の制限に関する事項  
いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。  
以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは高齢によります。耕作面積縮小による贈与です。譲受人の〇〇さんは、跡継ぎによる引継ぎで問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

## 2番

譲渡人	中山町出渕	〇〇	〇〇	さん
譲受人	中山町出渕	〇〇	〇〇	さん
申請地	中山町出渕	畑	外1筆	
譲受人の耕作面積	〇〇㎡			
申請理由	(譲渡人)	譲受人の希望		

	(譲受人) 経営規模の拡大
権利の種類	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	キウイ・栗
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、トラクター
労働力	常時4人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます  
以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは〇〇さんの以前からの希望により譲られます。譲受人の〇〇さんは兼業農家のため勤めながら主にキウイフルーツを栽培され積極的に農業をされていて問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

### 3番

譲渡人	大平 〇〇 〇〇 さん
譲受人	大平 〇〇 〇〇 さん
申請地	大平 字白木谷 畑 外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇m <sup>2</sup>
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 経営の安定化

権利の種類等	贈与による所有権移転
譲受人の作付作物	米・野菜・キウイ・みかん
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車等
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます  
以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

40年程前に二人の名義で所有していたところ、話し合いのうち〇〇さんに名義を譲るという合意があったまま名義が動かない状態だったのですが、これを期に名義を一つにしようとしたものです。双方、その旨理解したうえでの贈与です。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

## ■議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求めらる。

番号1について、事務局説明をお願いします。

事務局

1番

今回1件の申請がありました。

相続税の適格証明願いについても、同じく現在の委員さんになって初めての案件のため、事前に説明させていただきます。農業相続人が農業を営んでいた被相続人から相続により農地等を取得して自ら農業を営む場合には、相続税の期限内申告書の提出によって、納付すべき相続税額のうち、相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨を申告した農地等の農業投資価格を越える部分に対応する相続税を一定の要件のもとに納税が猶予される制度です。

被相続人	上三谷	〇〇	〇〇	さん
相続人	上三谷	〇〇	〇〇	さん
申請農地	上三谷字坪ノ内	田	外	17筆
相続開始	平成29年8月17日			

今回の申請農地については、相続人〇〇さんが父から平成18年〇月〇日に生前一括贈与で取得し、贈与税の納税猶予を受けていた農地になることから、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長

議案第33号につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

相続される〇〇 〇〇さんはお父さんが亡くなったので、以前から相続制度の猶予を利用しておりました。生前から〇〇さんが管理しておりました。専業農家ではありませんけど、すべて管理しておりましたので、適格者として認められると思います。

議長

議案第33号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第33号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案番号 につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

### ■議案第34号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について、次のとおり農業委員会の決定を求める。

別冊がありますので、事務局説明をお願いいたします。

事務局

まず、農用地利用集積事業による申出書の取りまとめにつきまして、委員の皆様方には大変お世話になりました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

有難うございました。お配りしております別冊、

議案第34号 平成30年度 農用地利用集積計画（案）平成30年度 第1号  
をご覧ください。

この資料は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画（案）を定めたものです。

表紙の裏面から両面21ページにわたって明細を掲載しております。

今回、110件の利用権設定の申し出がありまして、最終ページの集計表の件数は筆ごとの件数になります。

この表には掲載しておりませんが、新規と更新の内訳についても補足させていただきます。

田については、合計 238,281㎡ 204筆  
そのうち新規が 49,182㎡ 44筆  
更新が 189,099㎡ 160筆 となります。

畑については、合計 15,747㎡ 20筆  
そのうち新規が 10,452㎡ 11筆  
更新が 5,295㎡ 9筆 となります。

樹園地については、合計 8,430㎡ 9筆  
そのうち新規が 6,874㎡ 8筆  
更新が 1,556㎡ 1筆 となります。

総合計では 262,458㎡ 233筆  
そのうち新規が 66,508㎡ 63筆  
更新が 195,950㎡ 170筆 となります。

借りて貸し手の集計は

借り手（利用権の設定を受ける者）が51人

貸し手（利用権を設定する者）が90人 となります。

以上です。

議長

番号34につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号34につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

番号34につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案書の6ページをお開きください。

### ■議案第35号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の申請がありました。

#### 1番

申出人 香川県高松市 ○○ ○○株式会社

土地所有者 両澤 ○○ ○○ さん

申出地 両澤字家敷 田 ○○m<sup>2</sup>のうち12 m<sup>2</sup>

転用目的 携帯電話無線基地局

権利の種類 賃貸借

申出人は、認定電気通信事業者です。申出地がある両澤の集落は、電波微弱地域となっており、安定した電波供給が行えない状況となっているため、電波状況の品質改善に伴う利用者の利便性の向上を行うために中継施設の設置を行いたいというものです。

農地法施行規則第32条第16号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要になっていますが、農振除外の手続きは必要なため申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準からの判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

議案第35号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

公共事業のアンテナの設置でありまして、条件につきましては事務局の言われた通りでございます。別に問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長

議案第35号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第35号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第35号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

## ■報告第26号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第26号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の届出がありました。

### 1番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇	さん
譲受人	今治市	〇〇	〇〇	さん
届出地	下吾川字北西原	畑	外2筆	
転用目的	個人住宅			
権利の種類等	所有権移転			

### 2番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇	さん
譲受人	松山市	〇〇	〇〇	さん
届出地	下吾川字北西原	畑	外1筆	
転用目的	個人住宅			
権利の種類等	所有権移転			

以上です。

議長

報告第26号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして8ページをお開きください。

### ■報告第27号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第27号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の届出がありました。

### 1番

貸出人	上三谷	〇〇	〇〇	さん
借受人	上三谷	〇〇	〇〇	さん
届出地	上三谷	字小河原	田	外3筆
解約事由	双方合意			
権利の種類等	基盤法	賃貸借権設定		

## 2番

貸出人 下唐川 ○○ ○○ さん  
借受人 下唐川 ○○ ○○ さん  
届出地 上唐川字前 畑 外3筆  
解約事由 双方合意  
権利の種類等 基盤法 賃貸借権設定  
以上です。

議長

報告第27号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

## ■その他

- ・農業委員会年間活動計画について
- ・利用権設定等における現場確認について
- ・平成30年度農業者年金加入推進について  
事務局より説明あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成30年6月27日(水)午後1時30分 伊予市役所4階大会議室  
を開催予定としております。

以上で、第11回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第11回5月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後4時 10分 閉会)